

山口市中小企業経営環境改善対策資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、取引先の倒産、業況の悪化、取引金融機関の経営の相当程度の合理化等により経営の安定に支障を生じているが、その業況が回復することが見込まれる山口市内の中小企業者に必要な資金を融資することにより経営環境の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 資本の総額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の会社及び個人

イ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの

(2) 保証協会 山口県信用保証協会をいう。

(3) 取扱金融機関 保証協会と保証に関する約定を締結している金融機関のうち、市長が指定した金融機関をいう。

(4) 会議所 山口商工会議所をいう。

(5) 商工会 山口県中央商工会及び徳地商工会をいう。

(保証)

第3条 保証協会は、この要綱に定めるところにより、取扱金融機関が中小企業者に対して行った融資を保証する。

(融資対象者)

第4条 融資の対象となる者は、次の要件を備える者でなければならない。

(1) 市内に主たる事業所を有し、かつ引き続き同一事業を1年以上営んでいるもの

(2) 経営改善計画が適正であり、概ね今後3年以内に業績の回復が見込まれ、貸付金の返済能力が認められる者

(3) 市税等すべてを完納しているもの

(4) 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく特定中小企業者又は同条第6項の規定に基づく特例中小企業者として市長の認定を受けた者

(資金使途)

第5条 融資金の種類は、次のとおりとする。

(1) 運転資金

(2) 設備資金

(融資条件)

第6条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額

1企業 2,000万円以内

(2) 融資利率

別に定める。

(3) 保証料率

保証協会が決定した保証料率とする。

(4) 償還期限

ア 運転資金 10年以内

イ 設備資金 10年以内

(5) 返済方法

ア 原則として月賦償還とする。

イ 運転資金及び設備資金は、24月以内の据置期間を置くことができる。

(6) 連帯保証人

原則として、法人の代表者以外は不要とする。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度が適用される場合は「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」(20240115 中庁第15号令和6年1月18日制定)に定めるとおりとする。

(7) 担保

原則として担保を徴求しない。

(8) 融資方法

手形貸付又は証書貸付

(9) 取扱金融機関

ア 山口銀行

イ 西京銀行

ウ 萩山口信用金庫

エ 西中国信用金庫

(10) 保証料補助

別に定める。

(申込手続)

第7条 融資を受けようとする者は、申込書により取扱金融機関へ申込むものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定による申込みを受けたときは、申込書を会議所及び商工会（以下「会議所等」という。）に提出しなければならない。

(融資の審査)

第8条 会議所等は、融資の審査に当たっては、審査会を開催し、当該審査会に次に掲げる機関を参加させ、その同意を得なければならない。

(1) 市

(2) 取扱金融機関

(3) 保証協会

2 会議所等は、緊急その他特別な理由により審査会の審査を経て融資の決定をする暇がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず各機関と協議して融資の決定をすることができる。この場合、次期審査会にその旨報告するものとする。

(副申書の送付)

第9条 会議所等は、前条に基づき融資することについて適当と認めたときは、申込書に副申書を添付して保証協会に送付する。ただし、前条第2項に該当する場合はこの限りではない。

(報告)

第10条 会議所等は、市長が貸付状況の報告を求めたときは、これに応じなければならない。

(原資預託等)

第11条 市は、この制度の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内において取扱金融機関に対し、融資に係る原資を無利子で預託するものとし、取扱金融機関は当該預託額の3倍以上の額の融資残高を保有するよう努めなければならない。

2 前項に規定する預託は、預託金額の配分調整、預託の時期等の条件について取扱金融機関との協議により定めたいえ預託契約を結び実施するものとし、毎年度3月31日に回収する。

(業務協力)

第12条 市及び会議所等は、この制度にかかる融資額の回収及び求償権の行使につき取扱金融機関及び保証協会に協力する。

(運営委員会)

第13条 市長は、この制度の運用に当たり、改正等基本的事項を審議するため運営委員会を設置する。

2 運営委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市
- (2) 取扱金融機関
- (3) 保証協会
- (4) 会議所等

(期中管理)

第14条 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。

2 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。

3 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。

4 取扱金融機関が上記2の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が保証協会及び会議所等と協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。